

古事記全講義——意図と文学 目次

はじめに……………6

序文——稽古照今……………10

上巻——神の国作り

|                |    |
|----------------|----|
| 1 天地初発……………    | 18 |
| 2 島生み……………     | 22 |
| 3 神生み……………     | 26 |
| 4 伊耶那美命の死…………… | 30 |
| 5 黄泉の国……………    | 34 |
| 6 禊ぎ……………      | 38 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 7 誓約（うけひ）……………        | 42  |
| 8 天の石屋……………           | 46  |
| 9 蚕と穀物の種……………         | 50  |
| 10 八俣のヲロチ……………        | 54  |
| 11 須賀宮の聖婚……………        | 58  |
| 12 稲羽の素戔……………         | 62  |
| 13 キサガヒヒメとウムガヒヒメ…………… | 66  |
| 14 根の堅州国……………         | 70  |
| 15 八千矛神……………          | 74  |
| 16 大国主神の系譜……………       | 78  |
| 17 大国主神の国作り……………      | 82  |
| 18 大年神の系譜……………        | 86  |
| 19 天菩比神と天若日子……………     | 90  |
| 20 国譲り……………           | 94  |
| 21 天孫降臨……………          | 98  |
| 22 猿女の君……………          | 102 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| 23 木花之佐久夜毘売…………… | 106 |
| 24 海佐知と山佐知……………  | 110 |
| 25 豊玉毘売命……………    | 114 |
| 26 鵜葺草不合命……………   | 118 |

中巻——神の助力を得た人の国作り

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 27 神武天皇の東征……………        | 124 |
| 28 五瀬命……………            | 128 |
| 29 高倉下……………            | 132 |
| 30 久米歌……………            | 136 |
| 31 富登多々良伊須々岐比売……………    | 140 |
| 32 当芸志美々命の反逆……………      | 144 |
| 33 欠史八代——綏靖——開化天皇…………… | 148 |
| 34 崇神天皇の祭祀……………        | 152 |
| 35 三輪山説話……………          | 156 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 36 建波迹安王の反逆……………        | 160 |
| 37 垂仁天皇の系譜……………         | 164 |
| 38 沙本毘古命の反逆……………        | 168 |
| 39 本牟智和氣の御子……………        | 172 |
| 40 丹波の四女王……………          | 176 |
| 41 多遲摩毛理……………           | 180 |
| 42 景行天皇の系譜……………         | 184 |
| 43 大碓命……………             | 188 |
| 44 倭建命の西征……………          | 192 |
| 45 出雲建……………             | 196 |
| 46 倭建命の東征……………          | 200 |
| 47 弟橘比売命……………           | 204 |
| 48 筑波問答・美夜受比売……………      | 208 |
| 49 伊服岐能山の神と尾津前の一つ松…………… | 212 |
| 50 八尋白智鳥……………           | 216 |
| 51 倭建命の系譜……………          | 220 |

|                   |     |                        |     |
|-------------------|-----|------------------------|-----|
| 52 成務天皇の系譜        | 224 |                        |     |
| 53 仲哀天皇の系譜        | 228 |                        |     |
| 54 仲哀天皇の死と神託      | 232 |                        |     |
| 55 新羅遠征           | 236 |                        |     |
| 56 鎮懷石            | 240 |                        |     |
| 57 香坂王と忍熊王        | 244 |                        |     |
| 58 気比大神           | 248 |                        |     |
| 59 酒楽の歌           | 252 |                        |     |
| 60 応神天皇の系譜・三皇子分掌  | 256 |                        |     |
| 61 矢河枝比売          | 260 |                        |     |
| 62 髪長比売           | 264 |                        |     |
| 63 吉野の国主と百濟朝貢     | 268 |                        |     |
| 64 大山守命           | 272 |                        |     |
| 65 天之日矛           | 276 |                        |     |
| 66 秋山の下水壮夫と春山の霞壮夫 | 280 |                        |     |
|                   |     | 下巻——人の知恵と徳による国作り       |     |
|                   |     | 67 仁徳天皇の系譜・聖の御世        | 286 |
|                   |     | 68 吉備の黒日売              | 290 |
|                   |     | 69 石之日売大后の嫉妬           | 294 |
|                   |     | 70 八田若郎女               | 298 |
|                   |     | 71 速総別王と女鳥王            | 302 |
|                   |     | 72 雁の卵                 | 306 |
|                   |     | 73 枯野                  | 310 |
|                   |     | 74 履中天皇（墨江之中王の反逆）と反正天皇 | 314 |
|                   |     | 75 允恭天皇の系譜             | 318 |
|                   |     | 76 軽太子と軽大郎女            | 322 |
|                   |     | 77 安康天皇と目弱王            | 326 |
|                   |     | 78 意祁王と袁祁王             | 330 |
|                   |     | 79 雄略天皇と若日下部王、赤猪子      | 334 |

|                     |     |      |     |
|---------------------|-----|------|-----|
| 80 吉野の童女と葛城の一言主大神   | 338 |      |     |
| 81 金鉏岡と天語歌          | 342 |      |     |
| 82 袁祁命と歌垣           | 346 |      |     |
| 83 顕宗天皇と置目老嫗        | 350 |      |     |
| 84 仁賢・武烈・継体・安閑・宣化天皇 | 354 |      |     |
| 85 欽明・敏達・用明・崇峻・推古天皇 | 358 |      |     |
|                     |     | おわりに | 366 |
|                     |     | あとがき | 367 |
|                     |     | 索引   | 001 |

# 【凡例】

- ・本書は『古事記』を国作りという観点から捉え、主に「意図」と「文学性」とについて解説する。
- 85の章段に分けたが、冗漫なることを避けて基本的に一章段4頁にまとめた。
- よって紙面の関係上、本文（異同）・訓読文・訳文や、細かな語釈及び諸説等については省略した。
- 引用した本文・訓読文は、角川文庫『新版 古事記』（中村啓信訳注、二〇〇九年九月）に拠った。
- ただし旧字体漢字や異体字は新字体漢字に改め、また論述上必要な箇所については、私に改めた。
- 文脈読解にあたり、左の三書を多く参考とした。

西郷信綱『古事記注釈』一～四（平凡社、一九七五年一月～一九八九年九月）  
 三浦佑之『口語訳 古事記』（文藝春秋、二〇〇二年六月）  
 多田一臣『古事記私解』Ⅰ・Ⅱ（花鳥社、二〇二〇年一月）

『古事記』の意図を極簡単に言うならば、序文の「稽古」「照今」に尽きるであろう。すなわち、過去の正しい歴史を今の世に生かして、秩序ある世を作ることである。

『古事記』における秩序は、二点あると考える。一は国作りによる秩序、二は人の世の秩序。

『古事記』は「天」の特殊性から説く。唯一絶対の「高天原」<sup>たかまのほろ</sup>がまずあり、天つ神は国の「修理固成」(国作り)を命じる。伊耶那岐・伊耶那美が国土・自然を作り、大国主神が環境を作る(上巻)。

その「国」(葦原中国)を、武力的(神武天皇)、祭祀的(崇神天皇)に平定して大和国を作る。神の援助を得て領土を拡大する。神の助言によって外国(蕃国)に従えと、一通りハード面での国家(国作り)が完成する(中巻)。神の助力を得て人が行う国作りである。

そこで次はソフト面での国作り(人の世)。まず徳のある天皇(仁徳)が出現する。人の知恵によって世を治める時代となる。すると人の情が世の中を左右することとなる。嫉妬(石之目売)や骨肉の争い(皇族同士の争い)、愛憎劇・暴力等。こうした問題を解決すべく、「讓」という徳を持つ天皇(顕宗・仁賢天皇)の出現によって、秩序ある「人の世」ができあがる。「人の世の秩序」(人による国作り)ができあがったので、『古事記』はここで説話を終え、以降は系譜記事のみとなる(下巻)。

系譜記事が推古天皇で終わるのも、編纂時から見た過去が推古朝であったということ以上に、十七

条憲法という秩序の制定と関わるのであろう。ただし『古事記』が十七条憲法を記さないのは、中国的な秩序であったこと、『古事記』成立時に既に大宝律令が施行されていたこと等が考えられる。

『古事記』は、あくまでも高天原による秩序、高天原の聖性を継ぐ天皇による秩序に拘る。そのことは、『日本書紀』にはない『古事記』独自の点、すなわち「高天原」の設定と、天の神による「修理固成」命令の設定とも通じる。高天原、及び高天原と結ばれている有徳天皇によって作られた正しい歴史。その歴史によって「今を照らす」、それが『古事記』の意図であった、と本書では考える。

『古事記』編纂時の天武朝。朝廷・畿内・国を二分した壬申の乱。さらに白村江での敗北による外国からの侵略危機。外国と通じる可能性のある豪族(筑紫磐井を前例として)。まさに内憂外患の状態であった。克服するためには日本独自の理念を打ち立てて秩序の回復をはかることが必要であった。秩序の回復のために最も必要であったのが、天皇家による統治の正当性を世に示すことであった。その正当性とは、正しい歴史(国作りと人の世の秩序作り)の中に表れている。よって『古事記』は、正しい歴史を明らかにするために編まれたと考えられる。

もう一点。如上の意図・歴史観・必要性を表すために、『古事記』は〈文学〉的な技法を多く用いる。そこで本書では、〈文学〉という観点から『古事記』を読み解いていく。〈文学〉について一言。

『古事記』は、地の文・歌・系譜という三つの文体によって〈話〉を描いている。

地の文はいわゆる散文。〈話〉を展開させる機能をもつので、私は展開文と呼んでいる。歌はリズム

をもつので韻文、律文と呼ばれる。歌は〈話〉の一場面に集中して、その場の雰囲気や心情を表現する（私は場面文と呼ぶ）。系譜は、神人名と簡単な事績とを列挙する。〈話〉のインデックスである。

〈話〉とは、「いつ」「どこで」「誰が」「何をした」という要素から構成される。ただし「今朝」「家で」「私は」「パンを食べた」だけでは〈文学〉とは言えない。日常ごくありふれた光景であるからだ。

〈文学〉は非日常世界を描く。例えば、次のようになると〈文学〉となる。

・いつ……昔（今ではない時間）、  
・誰が……桃から生まれた桃太郎が（異常出生した者）、  
・どこで……鬼ヶ島で（異空間）、  
・何をした……鬼退治をした（特別な出来事）。

右は、全てが非日常的な要因になっているが、日常を組み込むこともある。「どこにでもいるお爺さん」が「鬼のいる異空間で」「踊る」という内容であっても〈文学〉と言える。

〈文学〉は、「いつ」「どこで」「誰が」「何をした」において、日常と非日常とを組み合わせて成り立っている。たとえ日常生活を描いていても、それは非日常的な出来事の前提となる日常である。

要するに〈文学〉は「特別な非日常の出来事」を描く。〈文学〉として『古事記』を読むというのは、『古事記』が「特別な非日常の出来事」について如何なる趣向を凝らすかを読み取ることである。『古事記』には、主に三つの文体を用いた、複数の文脈がある。さらに行間、伏線から浮かび上がる文脈もある。複数の文脈でもって「特別な出来事」を効果的に伝えようとしている。

本書では、以上のような文脈の読解を目的とする。よって〈文学〉という副題を設けている。

## 序文——稽古照今<sup>けいこしょうこん</sup>

邦家の経緯  
王化の鴻基  
帝皇の日継  
先代の旧辞  
稗田阿礼  
太安万侶  
天武天皇  
元明天皇

## 11 須賀宮の聖婚<sup>すがのみや せいこん</sup>

スサノヲは清々<sup>すがすがし</sup>しい心になれた須賀<sup>すが</sup>の地に宮を置き、歌（「八雲立つ……」）を詠んで、櫛名田比売<sup>くしなだひめ</sup>を妻とする儀式を行う。スサノヲの子孫として大国主神が生まれる。大国主神は五つの名を持つ。

この章段で問題となるのが、①スガの地と結婚との関係、②「八重垣」を作る意味、③古事記最初の歌謡としての意義、④大国主神の系譜、⑤大国主神の別名、等である。

須賀の地が清々<sup>すがすがし</sup>しいのは、菅が生えていたからであろう。菅の生える地の井の水と「清々<sup>すがすがし</sup>」と表現する（『播磨国風土記』掛保郡菅生山。近藤信義『音喩論』おうふう、一九九七年二月、46頁）。

清々<sup>すがすがし</sup>しい場所は、聖なる婚姻をするのに相応しい場所であった（①）。神武天皇が伊須気余理比売<sup>いすけよりひめ</sup>と婚姻した際に、「菅<sup>すが</sup> 萱<sup>たんみ</sup> いや清敷<sup>さや</sup>きて 我が二人寝<sup>な</sup>し」（神武記19蕃歌謡）と歌うのも同じ。

従来、本章段で「妻籠<sup>つまご</sup>みに 八重垣<sup>やへがき</sup>作る」と歌うことについて「神婚」と関わるという指摘はあったものの、具体的な様子は不明であった。ところが近年、花嫁を大きな籠の中に入れて置くという中国の少数民族（イ族）の習俗が報告された（工藤隆『古事記の起源』中公新書、二〇〇六年二月）。花嫁と結婚する為の儀礼で、信仰的には花嫁はまず共同体の神と結婚して共同体の一員となり、その後「人の嫁」になることが許されるのであろう。結婚に際して、嫁となる女性が逃げ隠れる話（隠<sup>ひそ</sup>び

妻型説話）も同様の儀礼を踏まえる（隠<sup>ひそ</sup>び妻型説話については、雄略記「81金鉏岡と天語歌」段）。

古事記の文脈からすれば、ヤマタノヲロチの嫁をスサノヲの嫁にするための儀礼的な手続き（②）ということとなる。聖なる八重垣を作り、その中に女性を安置して自身の嫁にするということであろう。

歌謡で「その八重垣を」と詠むのは、八重垣の中にいる女性を慕う男心。男女の間を隔てる障害物となる戸を詠む歌（『古事記』神語、『万葉集』巻一・三・三三二〇等）がある。儀礼とはいえ、隔離によって愛しい女性と逢えない。男の眼前には障害物。男は、女性を慕い、その障害物を詠むしかない。

「八雲立つ」は「出雲」に係る枕詞。『万葉集』には「八雲さす出雲」（巻三・四二九）。「出雲」に係る枕詞には、「八つ藻<sup>め</sup>さす」（景行記）もある。「雲」「藻」が「出づる」ので「出雲」に係る。本章段では男女を隔てる障害物なので、「八雲立つ」の方が相応しい。「雲」に心理的な距離感を感じさせる。目の前の垣根であっても、心理的には遙か遠くに感じる。絵画的・演劇的な雰囲気をもつ。

この歌謡は『古今集』仮名序では「人の世となりて、素盞鳴尊<sup>すさのそのみこと</sup>よりぞ三十文字あまり一文字はよみける」と短歌の起源とされる。ただし短歌体（五七五七七）の歌は、古くは長歌に付けられた反歌（要約）として附属的な存在であった。長歌から独立して短歌体が自立するのは持統朝あたりとされる（稲岡耕二「人麻呂の『反歌』『短歌』の論」〔『万葉集研究 第二集』塙書房、一九七三年四月〕）。それ以前前の歌には不定型詩や長歌体が多いことによる。短歌体の「八雲立つ……」歌が「短歌の起源」とは考えられない。しかし『古今集』が素盞鳴尊を「人の世」の歌とするのは意味がある。「障害を前に、

和歌発祥の地とされる。『出雲国風土記』には「須我社」「須我山」「須我小川」が載る。  
 て舞台が「人の世」に移ることを歌で暗示する(③)。なお須我神社(島根県雲南市大東町須賀)は、  
 杳然と景を眺めて妻を慕う」人間の男らしい感情をもつのが「人の世」なのである。男の感情を通し

次頁系圖のように、『古事記』ではオホアナムヂをスサノヲの六世孫とする。『日本書紀』一書二でもスサノヲの六世孫とするが、一書二では七世孫、さらに八段本書ではスサノヲの子とする。

スサノヲは、『出雲国風土記』によれば、本来飯石郡須佐郷を本拠とする神。現在でも、スサノヲを祭る須佐国造家が存在する。一方オホアナムチは、出雲国出雲郡の出雲大社において出雲国造家が祭る神である。出雲地方において元来別個に信仰された二神を、系譜的に結び付けたようである。

記紀がスサノヲとオホアナムチとを結び付けるのは、a 地上世界の主として相応しい高貴な血筋を与えるためであらう。オホアナムチが天孫に国を譲ることの伏線となつてゐる。ただし b 六世孫とするのは、天の神・スサノヲの血を引きながらも、天とは区別するためであらう。六世孫は、律令でいへば皇族を離れて臣籍降下する立場にある（五世孫までが皇族）。その点、『日本書紀』八段本書が「子」とするのは、a のみを重視したことになる。『古事記』は a b の二つ考えを併せ持つ（④）。

（集合神）だから、神々の総意によつて国が譲られる、という構想に基づく系譜操作である。本来別信仰であつた神々を系譜的に結び付けたからとされる⑤。多くの神を集合した大国主神

結婚・系譜によって、天上世界の神（天つ神）と地上世界の神（国つ神）とを結び付け、かつ後の国譲りの伏線を設定するために、さまざまな操作を施した章段といえよう。

